

第 1 3 5 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
3 1 年足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0 0 分の 3 5」に改める。

第 2 条 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「、3 月 1 日」を削り、同条第 2 項中「3 月に支給
する場合においては 1 0 0 分の 3 5、6 月に支給する場合においては
1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 7
0」を「1 0 0 分の 1 8 5」に、「3 月以内（基準日が 1 2 月 1 日で
あるときは、6 月以内）」を「6 月以内」に改め、同項の表を次のよ
うに改める。

在職期間	割合
6 月	1 0 0 分の 1 0 0
3 月以上 6 月未満	1 0 0 分の 6 0
3 月未満	1 0 0 分の 3 0

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 5 年 4
月 1 日から施行する。

(提案理由)

議員の期末手当の額を改定し、及び3月の期末手当の支給を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。